

第三者行為によるけが等で健康保険を使うときは 健保組合に必ず連絡を!

第三者行為（自転車事故・自損事故・事故車に同乗中の事故を含む交通事故、けんか、犬にかまれるなど、第三者から損害を受ける行為）による事故の治療に健康保険を使う場合は、健保組合への書類提出が必要です。必ず健保組合までご連絡ください。

※申請書類は当健保ホームページからダウンロードできます。

このようなケースが該当します

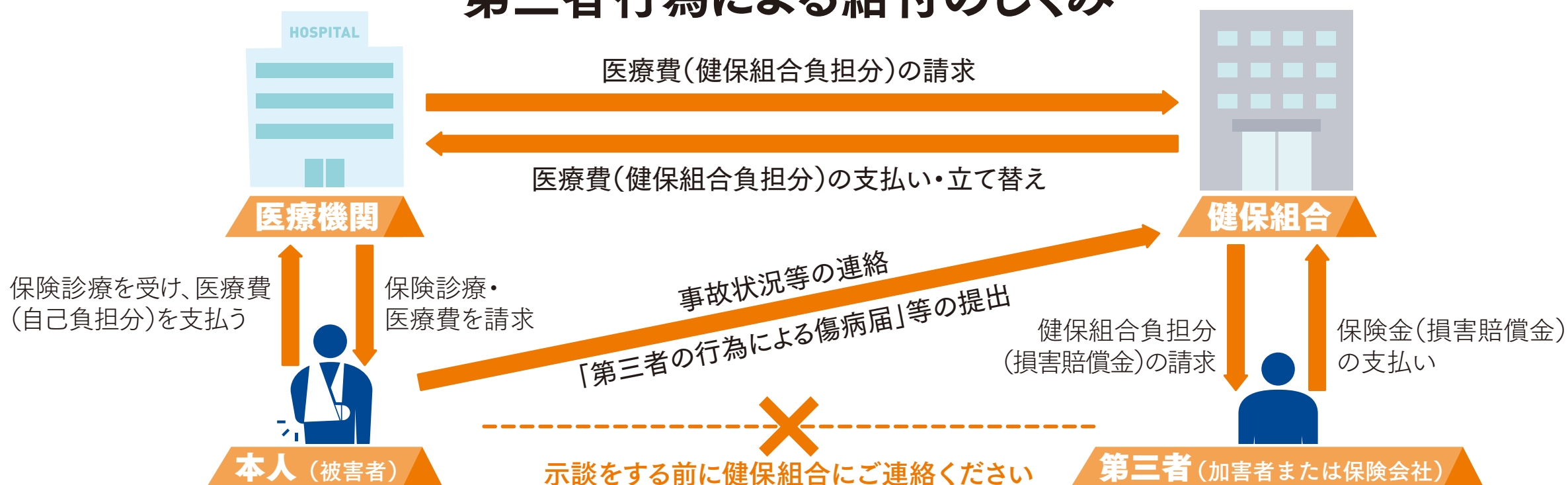
仕事中や通勤中にけがをしたときは、労災保険から給付が行われますので、健康保険は使えません。すみやかに職場の担当部署に連絡してください。



健保組合が負担した医療費は、本来加害者が負担すべきものです

第三者行為による事故の治療にかかる医療費などは本来、加害者が負担するべきものです。しかし保険証を使用することにより、自己負担額を除いた残りの金額を健保組合が加害者に代わり立て替えることとなります。後日その分について、加害者へ損害賠償請求を行いますので、必ず健保組合へご連絡ください。

第三者行為による給付のしくみ



第三者行為または業務・通勤中のけがでないかを確認するために、文書にて負傷原因を照会させていただくことがありますので、提出のご協力をお願いします。